企業経営者 **法務担当者** **弁護士** 様向けの実践書！

競争法／独禁法の内容からその対応までをわかりやすく解説！

ビジネス法体系 ≫

競争法／独禁法

ビジネス法体系研究会［編集］

［著者］川島佑介（柳田国際法律事務所執行パートナー・
公正取引委員会事務局で審査官も経験）

A5判・404頁　定価5,500円（本体：5,000円＋税10%）

ポイント❶　ビジネスシーンに即した解説！

どのようなケースで独禁法が適用されるかをビジネスシーンに即して解説しているため内容がイメージしやすい！

限する方法や、構成事業者が行う技術の開発又は利用を不当に制限する方法等によって、技術又は設備に係る制限を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第８条第１号に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、同条第４号に違反する。

そして、この違反の成立のために、具体的な形態や手段・方法は問わないとされている。

【６】参入制限行為等（同ガイドライン第二の５）

事業者団体が、構成事業者や構成事業者の取引先事業者に、特定の事業者に対する商品又は役務の供給を制限させる若しくは特定の事業者が供給する商品又は役務について供給を受けることの制限をさせる、又は、団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況において、不当に、団体への加入を制限し若しくは団体から除名する方法（不当な加入制限）等によって、新たに事業者が団体に参加することを著しく困難とさせ若しくは既存の事業者を除名することは、これにより市場における競争を実質的に制限する場合に独占禁止法第８条第１号に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、同条第３号、第４号又は第５号に違反する。

そして、この違反の成立のために、具体的な形態や手段・方法は問わないとされている。

前述の不当な加入制限について、事業者団体ガイドラインは、事業者団体が、その設立目的や事業内容等に照らして合理的な内容の加入資格要件や除名事由を設定することは、それ自体として独占禁止法上問題となるものではないこと、また、社会通念上合理的な金額の入会金や合理的な計算根拠に基づいた負担金を徴収すること又は入会金や負担金の金額につき構成事業者間で企業規模等に応じて合理的な格差を設けることも、それ自体として独占禁止法上問題となるものではないことを明らかにしている。

他方で、過大な入会金等の徴収（社会通念上合理性のない高額に過ぎる入会金や負担金の徴収）、店舗の数の制限等（一定地域における店舗等の数の制限や既存の店舗等と一定の距離を保つことを内容とする加入資格要件を設定すること）、直接的な競合関係にある事業者の了承等（団体への加入について、事業の地域、分野等について特に直接的な競合関係にある構成事業者の了承、推薦等を得ることを条件とすること）、国籍による制限（「日本国法人」や「日本国籍を有する者」等国籍による制限を内容とする加入資格要件を設定すること）については、不当な加入制限に該当するおそれが高く、事業者団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況においては、違反となるおそれが高いとしている。

過去の公取委の相談事例では、建物の補修工事業者等を会員とする団体が、当該団体に加入しなければ事業活動を行うことが困難な状況において、会員から徴収する協力金に関して、実際に要する技術指導の費用と無関係に団体への加入期間によって差を設けることについて、独占禁止法上問題となるおそれがあるとしたものがある（「事業者団体による会員に対する差別的な取扱い（相談事例８）」『独占禁止法に関する相談事例集（平成24年度）』）。

【７】不公正な取引方法（同ガイドライン第二の６）

前述したように、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすることは、独占禁止法第８条第５号に違反する（市場における競争を実質的に制限する場合には、同条第１号に違反する）。

不公正な取引方法の各行為類型については、後に詳述するために、ここでは説明を割愛する。

なお、事業者団体ではない事業者による不公正な取引方法の成立のためには、公正競争阻害性が必要とされている。この点に関連して、独占禁止法第８条第５号の「不公正な取引方法に該当する行為」についても公正競争阻害性の認定を要するか否かで議論があり、不要説（不公正な取引方法として指定された行為の外形上の特徴を備えた行為であればよく、公正競争阻害性の有無を問わないという説）もある（金井貴嗣ほか『独占禁止法（第６版）』139頁（弘文堂、2018年））。事業者団体に係る各種の規制が予防的な意味合いをもっていることからすると、実務的に不要説に準拠した対応がとられることも考えられる。

52　　第2章　各種行為と独占禁止法上の規制　53

ポイント❷　実例を交えた解説を登載！

違反行為の実例を交えることにより実際にどのような行為が違反行為に該当するかがわかる！
問題解消も含めたわかりやすい解説！

ポイント❸　昨年の改正法を含め関連する諸問題を幅広く解説！ ≫

大幅に改正された課徴金制度（2020年適用の改正独禁法）、独禁法に関する実践的な問題（知財、業務提携、M&A等）を解説！
また「人材獲得」「デジタルプラットフォーム」等の旬のテーマもコラムで理解できる！

開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下、組織的かつ計画的に一連のものとして実行されているなど、それらの行為を行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には、独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されると解するのが相当である」としている。

優越的地位の濫用に係る課徴金で実務的に留意すべき点は、課徴金額が非常に高額となるおそれが高いということである。優越的地位の濫用の場合、算定基礎となる売上額は、違反行為期間中の優越的地位の濫用行為の対象となった取引先との全体の取引額がベースとなる（個々の商品又は役務の売上額ではない。課徴金算定率は１％である）。しかも、優越的地位の濫用事案の場合には、対象となる取引先が多数に上ることが多い。以上のこともあり、優越的地位の濫用事案では、課徴金が高額に上ることが多く、コンプライアンス上特に注意を要する。

⑯　不当な取引制限の規定の準用

前述⑪～⑮で述べた不公正な取引方法に係る課徴金についても、不当な取引制限に係る課徴金に関連する一部の規定が準用されている（独禁第20条の７）。具体的には、課徴金の算定基礎の推計規定、課徴金納付命令の除斥期

コラム　社内リニエンシー制度

現在、日本を含む多くの国・地域において、カルテル・談合等の違法な協調行動については、リニエンシー（課徴金減免申請）による制裁の減免が認められている。企業が違法行為を自主申告して当局の調査に協力した場合には、その見返りとして制裁の減免を認めるというものである。社内リニエンシーとは、違法な協調行動に関与した個人が自らの違反行為の詳細を企業に申告し、事後、企業の社内調査や当局対応に協力した場合には、その見返りとして、社内的な懲戒処分等の制裁を減免するというものである。法令に特段の規定があるわけではなく、社内リニエンシーを導入するかどうかは、企業の裁量に委ねられている（制度として導入することもあれば、個別の案件発生時に採用することもある）。

社内リニエンシー制度は、平常時及び有事において企業が違法な協調行動を認識する重要な端緒を提供するとともに、有事における当局調査への対応方針の適切な策定及び当局調査への最大限の協力を担保するために、有用である。他方で、違法な協調行動に参加した個人に

なる一方で、事業者においてはいわゆる「裏切り者」のリスクを抱えることとなることから、違反行為の抑止につながることが期待されている。

課徴金減免制度と同様の制度は、我が国のみならず、欧米、中国等を含め、多くの国・地域で導入されている（諸外国では、一般にリニエンシー制度と呼ばれるが、各国・地域の制度の内容は、必ずしも同じではない）。我が国では、制度の導入当初に課徴金減免申請制度の利用について消極的な評価も聞かれたところであるが、実際には、制度の導入から10年超が経過した現在も、数多くの申請が行われ、違反行為の摘発に大きな影響を与えている。

なお、令和元年の独占禁止法改正によって大幅な内容の見直しが行われた。

②　課徴金減免制度の内容

ア　申請順位と減免の内容

諸外国・地域のリニエンシー制度も概ね同じ発想に立っているが、課徴金減免申請は、一早く違反行為の摘発に協力した違反行為者に対してより多くのメリットを与えることで、違反行為の効果的な摘発を可能にすることを一つの目的としている。そのため、申請順位によって、与えられる恩恵に差異が生じることとなる[55]。

我が国における現在の課徴金減免制度の枠組みは、以下のとおりである。

全額免除	50%の減額	10%の減額	５%の減額
・調査開始日前の第１位申請者	・調査開始日前の第２位申請者	・調査開始日前の第３位から第５位申請者 ・調査開始日以降最大３社まで（調査開始日前の減免申請者と合わせて５社以内である場合）	・調査開始日前の第６位以降の申請者 ・調査開始日以降の申請者で、左記の10%の減額対象に該当しない者

55)　我が国では、従来、申請の順位によって減免される課徴金の内容が異なる（申請順位が劣後すれば劣後するほど、受ける恩恵が低減する）制度設計となっていた。他方で、例えば、欧州では、申請順位によって制裁の減免の内容が異なることのほか、当局の審査にどれほど有意義な協力をしたかどうかも評価される。我が国においても、令和元年の独占禁止法改正で導入された調査協力減算制度により、公取委の審査に対する協力の程度により、最終的な課徴金額に差異が生じることとなった。

第4章　違反行為に対する調査・エンフォースメント　317

DAI-ICHI HOKI 第一法規 | 東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp | Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

CONTENTS

第1章 独占禁止法に関する基本的理解

Ⅰ 独占禁止法の目的
Ⅱ 独占禁止法の主要概念
1 「事業者」、「競争」、「一定の取引分野」
2 競争阻害効果の整理
Ⅲ 規制の全体像
Ⅳ 他の国・地域の競争法との関係
Ⅴ 独占禁止法に関するコンプライアンスの視点

第2章 各種行為と独占禁止法上の規制

Ⅰ カルテル・談合等の競争事業者間の違法な協調行動に係る規制―不当な取引制限
1 総論
2 形式・態様
3 「意思の連絡」と関連する諸問題―相互拘束・相互遂行の問題
4 事業者間の協調行動に関する諸論点
5 一定の取引分野における競争の実質的制限
6 入札談合事案に係る諸問題
7 違反行為の始期と終期
8 不当な取引制限に対する法的措置
9 不当な取引制限とコンプライアンス
Ⅱ 事業者団体規制
1 総論
2 事業者団体とは
3 事業者団体による禁止行為
4 事業者団体の活動と独占禁止法上の留意点
5 事業者団体の活動とコンプライアンス
Ⅲ 有力事業者による競争阻害行為規制―私的独占
1 総論
2 排除型私的独占
3 支配型私的独占
4 私的独占に対する法的措置
Ⅳ その他の競争阻害行為―不公正な取引方法
1 総論
2 自由な競争の減殺型
3 競争手段の不公正型
4 自由な競争基盤の侵害
Ⅴ 企業結合規制
1 形式規制―企業結合計画の届出
2 実体規制
3 企業結合の類型に照らした競争の実質的制限の検討
4 問題解消措置
5 参考企業結合事例の紹介

第3章 独占禁止法に関連する実務的な問題

Ⅰ 知的財産権と独占禁止法
1 総論
2 知的財産に関する実務上の問題の検討
Ⅱ 業務提携
1 総論
2 業務提携とコンプライアンス
Ⅲ M&Aと独占禁止法
1 総論
2 国内外の競争当局への届出等の要否
3 少数株式取得に係る実務上の問題
4 ガン・ジャンピング
Ⅳ 独占禁止法の国際的な適用～域外適用
1 総論
2 理論的な枠組み
3 付随的な問題
Ⅴ 確約手続～優越的地位の濫用事案
1 総論
2 確約手続の利用に向けた準備
3 確約計画の内容

第4章 違反行為に対する調査・エンフォースメント

Ⅰ 総論
Ⅱ 公取委による調査～行政事件調査
1 総論
2 端緒
3 行政事件調査の手続き
4 行政事件における措置
5 抗告訴訟
Ⅲ 公取委による調査―犯則事件調査手続
1 総論
2 端緒
3 調査手続
4 犯則調査後の措置
Ⅳ 私人によるエンフォースメント
1 総論
2 損害賠償請求
3 不当利得返還請求
4 差止請求
5 株主代表訴訟

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>
→ 第一法規 検索 CLICK!

キ リ ト リ 線

申 込 書 〈第一法規刊〉

ビジネス法体系 競争法／独禁法
●定価5,500円（本体5,000円＋税10％） ［コード065342］

申込部数 部

＊弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
＊消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
＊現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
（いずれかを✓で選択ください。） □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

＊代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額（商品の税込価格＋送料）の合計が	1万円以下の場合、330円（税込） 3万円以下の場合、440円（税込） 10万円以下の場合、660円（税込）	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

ご住所 〒 ―

機関名 部署名 □公用 □私用

フリガナ ご氏名 様 ㊞ TEL ― ― E-mail @

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php）かフリーダイヤルにてご連絡ください。 フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い
この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

法体系独禁法（065342）2021.4 SE